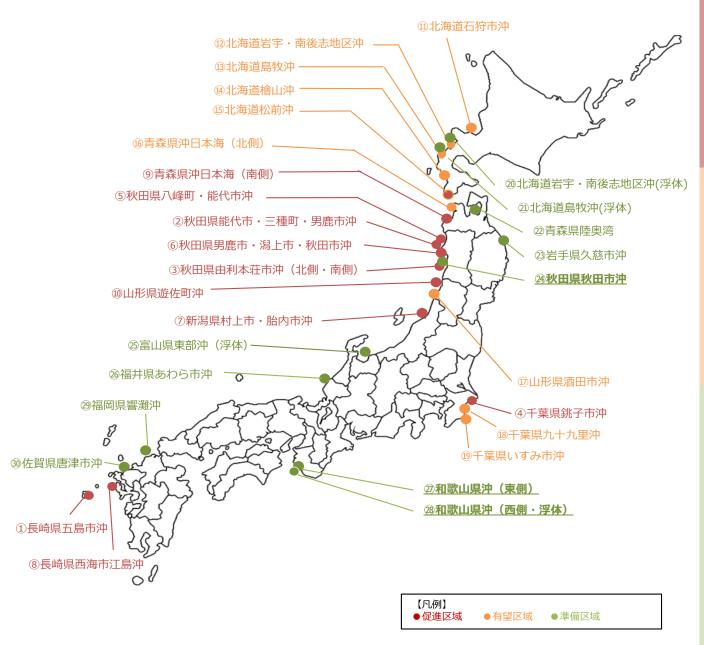
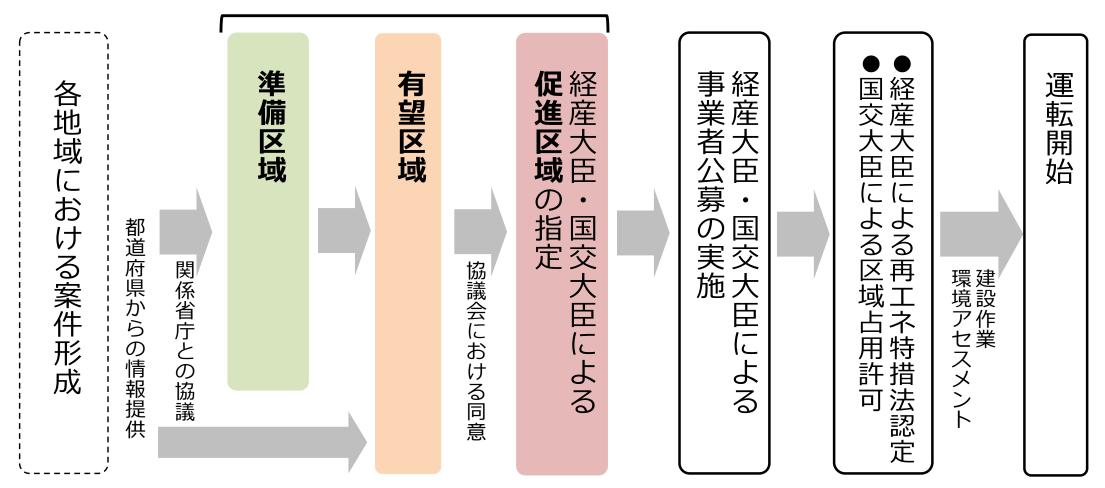
促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和6年9月27日時点)



		i		
区域名		万kW		
促進区域	①長崎県五島市沖(浮体)	1.7	事業者選定済	
	②秋田県能代市·三種町·男鹿市沖	49.4		
	③秋田県由利本荘市沖	84.5		
	④千葉県銚子市沖	40.3		
	⑤秋田県八峰町能代市沖	37.5		
	⑥秋田県男鹿市·潟上市·秋田市沖	31.5		
	⑦新潟県村上市·胎内市沖	68.4		
	⑧長崎県西海市江島沖	42	\bigsqcup	
	⑨青森県沖日本海(南側)	60	選事	
	⑩山形県遊佐町沖	45	中省	
有望 区域	⑪北海道石狩市沖	91~1	14	
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	56~7	56~71	
	⑬北海道島牧沖	44~5	44~56	
	④北海道檜山沖	91~1	91~114	
	⑮北海道松前沖	25~3	25~32	
	⑯青森県沖日本海(北側)	30	30	
	⑰山形県酒田市沖	50	50	
	⑱千葉県九十九里沖	40	40	
	⑨千葉県いすみ市沖	41	41	
	⑩北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)			
準備 区域	②北海道島牧沖(浮体)			
	②青森県陸奥湾			
	②岩手県久慈市沖(浮体)			
	②富山県東部沖(浮体)			
	②和歌山県沖(東側)			
	②和歌山県沖(西側·浮体)			
	②福岡県響灘沖			
	30佐賀県唐津市沖			
	© ITX/NUTTIVI	I		

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望区域の要件 (促進区域指定ガイドライン)

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること (協議会の設置が可能であること)
- 区域指定の基準(系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防 衛との調整等)に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置(再エネ海域利用法第9条+ガイドライン)

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会 を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識 経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論